

専決処分の報告について

次の事項について、別紙のとおり令和3年9月15日付けで専決処分したので報告する。

令和3年11月 9日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

市が管理する市道内のグレーチングによる車両損傷事故の損害賠償の額の決定

理 由

市が管理する市道内のグレーチングによる車両損傷事故の損害賠償の額の決定に関し、市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定により専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定によりこれを報告する。

専 決 処 分 書

市長の専決処分事項に関する条例（平成13年条例第7号）の規定に基づき事項について、次のとおり専決処分する。

令和3年9月15日

太宰府市長 楠田 大蔵

市は、市が管理する市道内のグレーチングによる車両損傷事故の損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 損害賠償の額

148,115円

2 事故の概要

令和3年8月14日、被害者が市道を車で走行中、対向車が来たため、離合するために道路左側に車を寄せて側溝のグレーチング上を走行したところ、グレーチングが跳ねて車の下に巻き込み、車両左側後方バンパー及び車両左側の底部を損傷する事故が発生した。

協議の結果、車両の修理費用を支払うことで相手方と合意した。

3 損害賠償の支払いについて

本市が加入する道路賠償責任保険から相手方に全額支払う。